

枚方市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 30 年 7 月 4 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	堤 幸 子
同	大 橋 智 洋

1. 監査の対象

(1) 対象部課

福祉部 福祉総務課
生活福祉室
障害福祉室
福祉指導監査課

(2) 対象事務

平成 29 年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

平成 30 年 4 月 2 日から平成 30 年 7 月 3 日まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[福祉総務課]

○枚方市立総合福祉会館の使用料の徴収に関する事務について

枚方市立総合福祉会館の使用料については、登録福祉団体が当該登録福祉団体の事業で総合福祉会館の施設を専用使用するときには、使用料の 8 割に相当する額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げた額）を減額することが枚方市立総合福祉会館条例施行規則で定められているが、複合の時間区分の減免後の施設専用使用料の計算に関し、単一の時間区分の減免後の施設専用使用料の合計を用いる余地もあり、使用料の計算において明確さを欠いているところがあった。

今後は、使用料の減免の計算方法を整理し、同規則に基づく適正な事務執行となるよう要望する。

○枚方市くらしの資金の貸付けに係る回収事務について

枚方市くらしの資金は、枚方市くらしの資金の貸付けに関する条例に基づき、低所得で一時的な生活困窮世帯等に対し、生活の安定を図ることを目的として貸し付けられているものであり、枚方市くらしの資金貸付基金を用いて行っている。

枚方市くらしの資金の滞納債権については、引き続き督促等による回収に努めると

ともに、平成 30 年 4 月に施行された「枚方市債権管理及び回収に関する条例」に基づき、適正な債権管理に取り組むよう要望する。

[生活福祉室]

○要保護者緊急立替資金について

生活福祉室では、生活費に困窮している者から緊急貸付けの申立てがあった場合、要保護者緊急立替資金による緊急貸付事業を行っている。

同資金に属する金銭は、その原資を確認できる資料が不明であり、公金か公金外金銭かの位置付けが不明確なものとなっている。事務処理は公金外金銭という認識で行われていたが、平成 20 年度に定められた公金外金銭の適正管理に関する指針にのっとりた出納状況についての事後検査等を行われていなかった。

同事業による緊急貸付けは、生活費に困窮している者への対応のため、行政として一定必要なものであると認められるところではあるが、これに関する事務は、本来、本市の条例や規則等の枠組みの中で対応すべきものであると考える。

今後は、早急に、関係機関等と協議を行い、法的位置付けが明確な制度となるよう整備し、適正な事務処理を行うよう要望する。

[障害福祉室]

○身体障害者手帳無料診断制度及び日中一時支援事業に係る事務処理について

障害福祉室では、市民税非課税世帯に属する者に対して、身体障害者手帳の交付申請のために要した診断料（主に文書料）を助成している。また、障害者又は障害児の日中における活動の場を確保するとともに、障害者又は障害児の家族の就労支援や一時的な休息を目的とした日中一時支援事業を実施している。

今回、監査した結果、診断料の助成に当たり、消費税分や診断料の一部の支払漏れがあった。また、日中一時支援事業においては、夜間支援加算金等の支払漏れや過払いがあった。

今後は、支払漏れ等が起きないように、職員向けの Q & A を充実させるとともに、決裁時にチェック機能が十分に働くよう事務改善を図ることにより、適正な事務処理を行うよう要望する。

[福祉指導監査課]

○介護保険サービス事業者等の指導監督について

実地指導については、指定更新までの間に 1 度は実施することを目標に、年間計画に基づき効果的かつ効率的に行うことができるよう、人員体制の整備を図るとともに、職員の更なる専門性の向上のため、研修の実施等により人材育成に努めることを要望する。